

00255

鳥取縣公報

縣 令

第三百六十一號
昭和七年十月十一日
火 曜 日

◇鳥取縣令第四十六號

水道取締規則左ノ通定ム

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事 館 哲 二

水道 取 締 規 則

第一條 水道ヲ布設シタル市町村（以下單ニ市町村ト稱ス）ハ水質、水量ノ検査ノ爲必要ナル設備ヲ施シ且之ガ擔任技術者ヲ置クベシ
前項ノ規定ニ依ルコトヲ得ザルトキハ知事ノ認可ヲ受ケ水質、水量ノ検査ヲ他ニ委託スルコトヲ得

擔任技術者ヲ定メタルトキハ其ノ住所、氏名、職業及經歷ヲ知事ニ届出ヅベシ

第二條 市町村長ハ毎月一回以上水質、水量ノ定期検査ヲ施行スベシ 但シ水道布設地ノ狀況及季節ニ依リ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 市町村長ハ風雨、洪水其ノ他水質ニ變化ヲ來スベキ事故アリタルトキ又ハ水ノ媒介ニ依リ傳播スベキ法定傳染病ノ取水場、貯水池、淨水場、唧水場其ノ他給水上直接危険ノ虞アル場所ニ發生シタルトキハ水質ノ臨時検査ヲ施行スベシ

第四條 水質検査ハ大正十年七月内務省令第二十二號水道條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル

命令ニ關スル件第一條第一項各號ノ事項ニツキ試験ヲ施行スベシ

第五條 水質ノ良否ハ日本藥局方ニ定ムル常水判定標準ニ準據スベシ

第六條 水質検査ハ左ノ箇所ニ於テ採酌シタル水ニ付之ヲ施行スベシ

- 一 取水場
- 二 貯水池
- 三 淨水場 (沈澱池、濾水池)
- 四 給水栓

第七條 給水ヲ受クル者ノ水質、水量ノ検査ヲ請求シタルトキハ市町村長ハ直ニ之ヲ施行スベシ

第八條 第二條及第三條ノ検査成績ハ其ノ都度別記様式ニ依リ知事ニ届出ヅベシ

第九條 市町村ハ水質検査ノ成績ニシテ飲用ニ適セザルモノト認メタルトキ又ハ天災其ノ他事故ノ爲斷水シタルトキハ速ニ應急ノ施設ヲ爲スベシ

前項ノ場合ハ直ニ關係給水區域ノ住民ニ告知シ且其ノ事由ヲ詳記シ知事ニ届出ヅベシ其ノ復舊シタルトキ亦同ジ

第十條 市町村長ハ法定傳染病、結核若ハ癩ニ罹レル者(病原体保有者ヲ含ム)又ハ其ノ疑アル者ヲ取水場、貯水池、淨水場、唧水場其ノ他給水上病毒傳播ノ虞アル場所ニ於テ水道ニ關スル作業ニ使役スルコトヲ得ズ

第十一條 市町村長ハ前條ノ場所ニ於テ作業從事セシムル者ニ對シ毎年四回以上健康診断竝ニ排泄物検査ヲ施行シ其ノ結果ヲ知事ニ報告スベシ 但シ新ニ採用セントスル者ニ對シテハ其ノ都度之ヲ施行スベシ

第十二條 水源タル河川、池沼、湧水、井水並ニ貯水池、淨水場及唧水場等ニ付市町村長ノ指定シタル地域ニ於テハ左ノ各號ニ該當スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 魚鳥ノ捕獲又ハ樹木ノ伐採

二 獸類諸車ノ牽入

三 遊泳、洗浴及物品ノ洗滌

四 塵芥、土砂、竹木、動物ノ死屍其ノ他汚穢物等ノ堆積又ハ投棄

五 其ノ他衛生上危害ヲ及ボスベキ虞アル行爲

市町村長前項ノ地域ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示シ且其ノ場所ニ標識ヲ設クベシ

第十三條 公共又ハ共用給水栓ノ周圍ニ於テハ物件ノ洗滌又ハ屎、尿、肥、ノ取扱其ノ他不潔ノ所

爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 本令第十二條又ハ第十三條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十五條 市町村ハ本令施行ニ關スル處務規程ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 本令ノ規定ハ二十戸以上ニ給水スル目的ヲ以テ送水設備ノ布設ヲ爲シタル者ニ之ヲ準用ス

第十七條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スベシ

附 則

第十八條 本令ハ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

樣 式

水道所在地

市 町 村 名

擔任技術者 氏

名 印

水質試驗成績

(昭和 年 月 日施行)

採酌場所 (攝氏)	水温	色度	濁度	臭味	反應	亞硝酸	アンモニア	過マンガン酸カリ	硫酸硝酸硬度	固形物總量	細菌落數	病原菌	其ノ他
取水池													
貯水池													
沈澱池													
濾水池													
(箇所名) 給水栓													
同 (給水栓)													

備 考

告示

◆鳥取縣告示第四百二十四號

林道開設補助規程左ノ通定ム

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事

館

哲 二

時局匡救林道開設補助規程

第一條 時局匡救ヲ目的トスル林道ノ開設ヲ助成スル爲左記各號ニ該當スル費用ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金或ハ補助金ノ交付ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 市町村ニ於テ林産物搬出ノ爲軌道車道木馬道牛馬道索道又ハ河川流路ノ疏通及之ニ附隨スル貯木場ヲ新設スルニ要スル直接工事費

二 前號事業ノ設計監督ニ要スル費用 但シ費用ハ工事費ノ百分ノ五以内ニ限ル

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

00261

一 第一條第一號ノ費用ニ對シテハ其ノ四分ノ三以内

二 第一條第二號ノ費用ニ對シテハ其ノ二分ノ一以内

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ノ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日限リ知事ニ提出スベシ

一 事業計劃書

二 歳入出豫算書

三 關係議會ノ議決書謄本

第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル後設計其ノ他申請事項ヲ變更セントスルトキハ前條ニ準シ豫メ知事ノ認可ヲ受クベシ

第五條 工事完了シタルトキハ第三號様式ノ完了届ニ第四號様式ノ經費内譯書ヲ添へ遲滞ナク知事ニ提出スベシ

第六條 補助金ハ工事完了ノ上検査ヲ爲シ之ヲ交付ス

但シ知事ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ工事完了前トイヘドモ補助金ノ内渡ヲナスコトアルベシ
第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ知事ハ補助ノ指令ヲ取消シ補助金ヲ減額シ又ハ既ニ交付シ

00260

タル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ
一 本規程ニ違反シタルトキ

二 工事ノ施行緩慢ニシテ其ノ年度内ニ完成ノ見込ナシト認メタルトキ又ハ完了セザルトキ

三 工事不完全ニシテ所期ノ目的ヲ遂グルコト態ハザルモノト認メタルトキ

四 申請書完了届其ノ他關係書類ニ虚偽ノ記載ヲナシ又ハ不正ノ行爲アリタルトキ

附 則

第八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 第三條中二月末日限トアルハ昭和七年度ニ限リ十月十五日限トス

第一號様左

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村)長

何

某印

知 事 宛

林 道 開 設 補 助 申 請

昭和七年十月十一日鳥取縣告示第四百二十四號林道開設補助規程ニ依リ補助金交付相成度左記書類
相添へ此段及申請候也

記

一 事業計劃書

一 歳入出豫算書

一 議決書謄本

第二號様式

事 業 計 劃 書

一 工事施行箇所 何郡(市)何町(村)大字 自字何番
至字何番

二 工 種

三 新設改設ノ別

四 延 長 米

五 幅 員 米

六 經 費 圓

00264

内 工事費 圓
 用地費補償費 圓
 設計監督費 圓
 七 利用區域内林産物 立方米
 年搬出見込數量 (軒)

附 位置圖
 設計書及同圖面

注意

- 一 位置圖ニハ道路河川及林道貯木場ノ豫定ヲ明示スベシ
- 二 工種欄ニハ軌道車道木馬道牛馬道索道河川流路ノ疏通及貯木場等ノ區分ヲ記入スベシ

第三號様式

工事完了届
 工事施箇所 (第二號様式ニ準ス)

00265

補助指令年 月日番號	新設改 設ノ別	工種 (面積)	延長 幅員	經費			着手年月日 竣工年月日	摘要
				工事費	用地費	計		

右完了致候ニ付別紙經費内譯書相添此段及届出候也

年 月 日

何郡(市)何町(村)長

何 某印

知 事 宛

第四號樣式
經費內譯書

種	類	數	量	單	價	總	額	摘	要

鳥取縣告示第四百二十五號
暗渠排水補助規程左ノ通定ム

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事

館

哲

二

暗渠排水補助規程

第一條 土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ暗渠排水事業ヲ行フ者ニ對シ每年度豫算ノ範圍
内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ヲ交付スベキ施行地積ハ五反歩以上トス但シ特別事由アル場合ハ此ノ限リニアラズ

第三條 補助金ハ工事費ノ十分ノ五以内トス

第四條 前條ノ工事費ハ工事ノ爲支出シタル一切ノ金額(夫役現品ノ換算金額ヲ含ム)中ヨリ工事

監督費事務費ノ類ヲ除キタルモノトス

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號樣式ニヨリ前年度十二月末日迄ニ申請スベシ 但

昭和七年度ニ於テハ昭和七年十一月末日迄トス數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ

定メ委任狀ヲ添付スベシ

第六條 補助金ノ指令書ハ實地踏査ノ上設計書ト共ニ交付ス

前項ノ實地踏査ニ要スル人夫杭木及標職其ノ他ノ費用ハ申請者ニ於テ支辨スルモノトス

第七條 工事ノ開始並ニ完了ハ第三號樣式ニヨリ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第八條 補助金ヲ請求セントスルモノハ三月末日迄ニ第二號樣式ニヨリ請求書ヲ提出スベシ

第九條 補助金ハ交付ニ依ル設計書ニ基キ實地檢査ノ上之ヲ査定交付ス

第十條 補助金ノ交付ヲ受クル者ハ事業狀況費用ノ收支其ノ他事業ニ關スル事項ヲ明ニスベキ書類及帳簿ヲ備付ベシ

第十一條 補助金ノ交付ヲ受クル者ニ對シテハ當該官吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ又ハ指導監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ工事ノ一部ヲ取毀サシムルコトアルベシ此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊ハ申請者ニ於テ支辨スルモノトス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

一 本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違背シ其ノ他不正ノ行爲アリト認メタルトキ

二 工事ノ出來形不完全若ハ工事ノ停止廢止又ハ竣功ノ見込ナシト認メタルトキ

三 補助指令前ニ於テ工事ヲ開始シタルトキ

四 詐欺ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十三條 本令ニ依リ提出スル書類ハ其ノ工事施行地ノ屬スル市役所又ハ町村役場ヲ經由スベシ

第十四條 本規程ニヨル事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一ケ年トス

附 則

第十五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 昭和三年五月十七日告示第百五十一號公布ノ暗渠排水獎勵規程ハ本令施行ト共ニ廢止ス

第一號 樣式

暗渠排水補助申請書

昭和何年度ニ於テ左記ノ通暗渠排水事業施行致度候ニ付補助相成度暗渠排水補助規程ニ依リ圖面相添ヘ此段相願候也

年 月

日 住 所

氏 名 印

知 事 宛

左 記

施行地ノ 大字 字名	施行地積	工 事 要 領	工 事 費 ノ 工 事 費 算 出 豫 算 基 礎	備 考
---------------	------	---------	------------------------------	-----

00270

注意 一 工事業領欄ニハ耕地ノ現況及設計ノ大要ヲ記載スルコト

二 圖面ハ縮尺適宜ニシテ工事施行地ノ區域及之ニ隣接スル土地水面ノ現形ヲ知ルニ足ルベ

キ見取圖

第二號 樣式

暗渠排水補助金請求書

一金 圓也

昭和何年度事業ノ爲支出シタル金額 圓ニ對スル十分ノ五

昭和 年 月 日指令第 號ニ基ク補助金交付相成度事業成績書及收支決算書添付此

段及請求候也

年 月 日

住所

氏 名 印

知 事 宛

事業成績書樣式

00271

昭和 年度暗渠排水事業成績書

地 區 名	施 行 豫 定	工 事 終 了	積 了	工 事 施 行 狀 況	備 考
-------	---------	---------	-----	-------------	-----

注意 豫定ノ地積ノ終了セザルモノニ付テハ其ノ事由ヲ備考欄ニ説明ノコト

收支決算書樣式

昭和 年度暗渠排水事業收支決算書

收 入		支 出	
科 目	收入額	附 記	科 目
			設計 豫算
			額算 支出額
			附 記

注意 支出額ノ内譯ヲ附記欄ニ記載ノコト
第三 號 様 式

暗渠排水工事着手(完了)届
昭和 年 月 日指令第 號ニ基ク工事ハ昭和 年 月 日開始(完了)致候
條此段御届候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

知 事 宛

◆鳥取縣告示第四百二十六號

昭和五年五月一日左記ノ者ニ交付セル自轉車營業者商品專用鑑札八第十七號ハ紛失ノ旨届出アリタ
ルニ依リ今後無効トス

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事

館

哲

二

八頭郡賀茂村大字郡家

東

本

辰

治

◆鳥取縣告示第四百二十七號

氣高郡明治村河内耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事

館

哲

二

◆鳥取縣告示第四百二十八號

時局匡救漁村共同施設助成金交付規程左ノ通定ム

昭和七年十月十一日

鳥取縣知事

館

哲

二

時局匡救漁村共同施設助成金交付規程

第一條 時局匡救漁村振興ノ爲左ノ設備ヲ施行スル者ニ對シテハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫
算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

一 船溜及船揚場設備

二 築礎設備(投石、礎掃除ヲ含ム)

第二條 助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル

一 市 町 村

二 漁業 組合

第三條 助成金ハ左ノ標準ニ依リ交付ス

一 船溜及船揚場設備ニ在リテハ漁船ノ船溜場及船揚場又ハ其ノ附屬設備ノ新設、増設又ハ改設要シタル費用ノ四分ノ三以内

二 築礎設備ニ在リテハ漁礁ノ新設又ハ投石礎掃除ニ要シタル費用ノ二分ノ一以内

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添ヘ三月末日迄ニ之ヲ知事ニ提出ス

ベシ

一 計 劃 書

二 設 計 書

三 設 計 圖

四 設備ニ關スル收支豫算書(市町村會又ハ漁業組合總會ノ決議書謄本)

第五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受クベシ

一 指定期限内ニ設備竣工セザルトキ

二 設計ノ變更ヲ要スルトキ

三 設備ノ全部又ハ一部ノ廢止ヲ爲サントスルトキ

第六條 前條ニ依リ設計變更ノ爲設備費ニ増減ヲ來シタルトキハ其ノ割合ニ依リ助成金ヲ増減ス但シ増額ハ當初ノ指令額ヲ超ヘザルモノトス

第七條 事業ニ着手シタルトキハ直ニ着手届ヲ提出スベシ

第八條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ助成金ヲ受クル者ニ對シ何時ニテモ官吏吏員ヲシテ事業ニ關スル書類、帳簿又ハ事業執行ノ狀況ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ助成金ノ交付ノ指令ヲ取消シ又ハ助成金ヲ減額スルコトアルベシ

一 本規程又ハ本規程ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ

二 設備竣工ノ見込ナシト認メタルトキ

00276

三 事業執行ノ方法不適當ト認めタルトキ
 前項ニ依リ助成金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ助成金ヲ減額シタル場合ニ於テ助成金ノ内渡シヲ爲シ
 タルモノアルトキハ其ノ金額若ハ過渡額ヲ返還セシムルコトアルベシ

第十條 助成金ハ設備完了後之ヲ交付ス但シ工事進捗上必要ト認めタル場合ハ左ノ區分ニ依リ當該
 助成額ノ十分ノ七以内ノ内渡ヲ爲スコトアルベシ

一 出來形工費	千 圓	未 滿	一 回
二 同	千圓以上	三千圓 未滿	二 回
三 同	三千圓以上	六千圓 未滿	三 回
四 同	六千圓以上	一萬圓 未滿	四 回
五 同	一萬圓以上	一萬五千圓未滿	五 回
六 同	一萬五千圓以上	二萬圓未滿	六 回
七 同	二萬圓以上	ノ場合ハ五千圓ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ	

第十一條 助成金ノ内渡ヲ受ケントスルトキハ出來形調査ヲ添へ請求スベシ

第十二條 設備完了シタルトキハ直ニ竣功届ヲ提出スベシ

00277

第十三條 竣功検査、完了シタルトキハ十日以内ニ精算書ヲ添へ助成金請求書ヲ提出スベシ
 附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第四條中三月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月三十一日迄トス

助成金公付ノ内定通知ヲ受ケタルモノ事業施行ニ當リ特ニ急施ヲ要スル場合ハ昭和七年度ニ限り
 知事ノ承認ヲ受ケ助成金交付指令前ニ於テ事業ニ着手スルコトヲ得

附 記

時局匡救漁村共同施設助成金交付申請

今般本(市町村、漁業組合)ニ於テ時局匡救漁村共同施設助成金交付規程ヲ遵守シ(何)設備ヲ
 新設(改設、増設)致度候條助成金交付相成度關係書類相添此段及申請候

昭和 年 月 日

何郡(市)何町村(何漁業組合)長

氏 名

印

知 事 宛

一 船溜及船揚場設備

一 計 畫 書 (三通ヲ要ス)

イ 施行箇所附近ノ地勢、海況ノ概説

ロ 工事計畫ノ大要

ハ 各工事種目ニ付規模配置及構造

ニ 完成後ニ於ケル利用豫想

ホ 起工及竣功豫定年月日

二 設 計 書 (三通ヲ要ス)

イ 工事設計總括表

ロ 工事設計書

ハ 工事執行方法 (工事執行法施行順序及年度割直營請負工事別等概説スルコト)

三 設 計 圖 (三通ヲ要ス)

イ 施行地附近ノ大勢圖

ロ 平面圖

ハ 縱横斷面圖

ニ 工事工法圖 (各工作物ノ構造ヲ明瞭ナラシムルモノ)

四 設備ニ關スル收支豫算書 (三通ヲ要ス)

收 入

支 出

一 工 費

二 雜 費

三 附 屬 設 備 費

四 豫 備 費

五 其 ノ 他

六 合 計

二 築 礎 設 備

一 設 計 書 (三通ヲ要ス)

イ 施行箇所附近ノ海況ノ概説 (略圖添付)

ロ 施行箇所ノ敷地又ハ水面坪數

00280

ハ 設計ノ概要

ニ 起工及竣功豫定年月日

二 設備ニ關スル收支豫算書

(三通ヲ要ス)

收 入

支 出

一 工 費

二 雜 費

三 其ノ他

四 合 計

事 業 着 手 (竣功) 届

昭和 年 月 日鳥取縣受商第 號ヲ以テ御許可相成候何設備ハ昭和 年 月 日着手

(竣功)致候間此段及御届候

昭和 年 月 日

00281

知 事 宛

助成金内渡請求書

何郡(市)何町村(何漁業組合)長

氏 名 印

金 圓也 助成額

一金 圓也 今回請求高

外

金 圓也 昭和 年 月 日受領濟

金 圓也 追テ受領スベキ分

但昭和 年 月 日鳥取縣受商第 號指令ノ分

右内渡相成度請求候也

昭和 年 月 日

何郡(市)何町村(何漁業組合)長

氏 名 印

知 事 宛

助成金請求書

一金 圓也

昭和 年 月 日鳥取縣受商第 號ヲ以テ御指令ニ係ル何設備昭和 年 月 日

竣功致候條右助成金御交付相成度精算書相添へ此段及請求候也

昭和 年 月 日

何郡(市)何町村(何漁業組合)長

氏

名 印

知 事 宛

何設備精算書

一、工費 圓 錢也

但シ請負契約書並支拂證書寫ノ通

二、雜費 圓 錢也

内 譯

何々 圓 錢 別紙支拂証書寫ノ通

何々 圓 錢 同

何々 圓 錢也

總計金

圓

錢也

昭和七年十月十一日印刷
昭和七年十月十一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 支所